

教育事務所長  
学校以外の教育機関の長

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月1日

岩手県教育委員会

教育長 法 貴 敬

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(教育事務所長委任事項)			(教育事務所長委任事項)		
第1条の2 教育事務所長に委任する事項は、次のとおりとする。			第1条の2 教育事務所長に委任する事項は、次のとおりとする。		
事務の種類	条 項	内 容	事務の種類	条 項	内 容
1 民法（明治29年法律第89号）の施行に関する事務（その行う事業が2以上の教育事務所の管轄区域にわたる公益法人に係るものを除く。）	第59条第3号	報告の受理	1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。）の施行に関する事務（その行う事業が2以上の教育事務所の管轄区域にわたる特例民法法人（一般社団・財団法人法等整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）	第52条	報告の受理（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務であつて、一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。）
	第67条	業務の監督		第95条	業務の監督（一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）をいう。）
	第77条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに第83条	届出の受理			
2 公益法人の設立及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第63号）の施行に関する事務（岩手県教育委員会の所管に属	[略]		2 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効	[略]	

するものに限る。) (そ  
の行う事業が2以上の教  
育事務所の管轄区域にわ  
たるものを除く。)

力を有することとされる  
廃止前の公益法人の設立  
及び監督に関する条例 (平  
成11年岩手県条例第63  
号) の施行に関する事務  
(岩手県教育委員会の所  
管に属するものに限る。)  
(その行う事業が2以上  
の教育事務所の管轄区域  
にわたるものを除く。)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。